

第 1 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成 22 年 1 月 7 日（木） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員 小林 芳郎（明治大学法科大学院教授・弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 榎本 隆英（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 高橋 静雄（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）における 3.（1）及び 3.（2） ※ 閣議決定 3.（1）とは、平成 20 年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成 20 年度末時点で継続している 19 年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。 閣議決定 3.（2）とは、平成 21 年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成 21 年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

議 事	内 容
委員長及び委員長代理の選出	委員の互選により小林委員が委員長に決定。 また、小林委員長が栗田委員を委員長代理に指名。
これまでの契約見直しに係る取組みの概要の説明	国立印刷局における、これまでの随意契約見直し及び一者応札・一者応募の改善に関する取組みの概要を説明した。
審議方法	審議対象契約の件数が多いことから、効率的な実施が必要なため、以下の方法で審議を行うこととなった。 1 審議対象契約について、類型化する。※ 2 類型別に、審議する個別契約案件を委員が選定する。 3 選定された個別契約案件を委員会の場で審議する。 4 選定されなかった契約について、国立印刷局常勤の委員が審議内容を踏まえ点検する。 5 点検結果を委員会に報告し、委員会に諮り決定する。 ※ 以下のとおり類型化を行った。（17 類型） 1 平成 20 年度競争性のない随意契約（6 類型） ① 銀行券等の偽造を防止するための技術に関するもの ② 偽造防止等の観点から特注により製造した機器であり、製造した機器メーカーでないと行えない修繕及び改造 ③ 特許権等を有しているもの ④ 製造者等のため、唯一の事業者でしか納入が行えないもの ⑤ 公共料金等 ⑥ その他 2 平成 20 年度一者応札・一者応募（6 類型） ① 入札、契約条件等の改善（仕様書の変更） ② 入札、契約条件等の改善（参加要件の変更） ③ 入札、契約条件等の改善（公告期間の見直し） ④ 入札、契約条件等の改善（その他）

		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 契約方式の変更 ⑥ 改善点なし <p>3 複数年契約に係る平成19年度以前の契約実績（2類型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競争性のない随意契約 ② 一者応札・一者応募 <p>4 平成21年度の契約予定案件（3類型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前回競争性のない随意契約 ② 前回一者応札・一者応募 ③ 新規案件
個別契約案件審議	2件	類型別に委員長が選定した2件について、審議を行った。
平成20年度競争性のない随意契約	1件	銀行券等の偽造を防止するための技術に関するもの 「黒系顔料A」（物品の購入）
平成20年度一者応札・一者応募の契約	1件	入札、契約条件等の改善（その他） 「小田原工場紙料棟新築工事（建築）」（工事）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
審議の結論	指摘事項なし	
審議する個別契約案件の選定	次回に審議する個別契約案件が選定された。	
国立印刷局常勤の委員による点検	今回審議した案件が属する類型（2類型）の残りの案件及び委員会で審議予定のない類型（9類型）の案件について、審議内容を踏まえて、次回委員会までに点検することとした。	
その他必要事項に係る確認	第2回契約監視委員会の開催を平成22年1月21日（木）とした。	

※ 点検結果については4月末公表を予定している。

意見・質問	回答
<p>◇個別契約案件審議 1 「黒系顔料A」</p> <p>製造できる業者は、他にいるのか。</p> <p>本件の購入に当たっては、従前から特定の業者から購入しているのか。</p> <p>契約相手方が倒産したり、工場が火災にあったりする可能性があり、リスク管理上契約相手方を分散する必要があるのではないか。</p> <p>予定価格の算出の方法はどのように行っているのか。</p> <p>経費率及び一般管理費は、どのように出しているのか。</p> <p>偽造防止技術に関する秘密を理由とした随意契約について、仕様書の開示によって秘密保持を解除することはいつでもできるが、解除した結果、新たに技術を開発する費用を考慮すれば、秘密の解除には慎重であるべきである。</p>	<p>他に仕様書を出していないため、製造できるのは、この業者だけである。</p> <p>本件については、同一の契約相手方と随意契約を締結している。</p> <p>当該製品に限定した対応ではないが原材料等については、代替品の検討を行っている。代替品については、実用実験により確認しなければ製造工程に投入できないため、時間と労力がかかるが、リスク回避の観点から対応している。</p> <p>予定価格を算出するに当たり、材料費は市場価格を採用し、労務費は公的資料により積算している。</p> <p>有価証券報告書総覧に記載されている代表的なインキ会社6社のデータを基に算出している。</p>
<p>◇個別契約案件審議 2 「小田原工場紙料棟新築工事（建築）」</p> <p>国土交通省から指名停止処分を受けた者でも、国立印刷局の判断で入札に参加させても良いのではないかと。</p> <p>他の独立行政法人も同様の規定があるのか。</p> <p>国の機関による指名停止措置の際に、国立印刷局においても機械的に指名停止の措置をとると、競争が制限され、かえって大きな弊害があるのではないかと。</p> <p>指名停止の条項は、いつ制定されたのか。独立行政法人になってから厳しくしたのか。</p>	<p>内部規程上、競争入札に参加させることができない者として、「国、地方自治体又は他の独立行政法人から指名停止等の処分を受けている者」という規定があり、これに該当するということで参加させなかった。</p> <p>独立行政法人ごとに違いがある。</p> <p>委員会での意見を踏まえた見直しを検討したい。</p> <p>国の時代においては、予算決算及び会計令の適用を受けており、国と同じ規定であった。独立行政法人となって、しばらくは指名停止の条項はなかったが、より厳格にするため平成19年に定め</p>

<p>指名停止処分が終わってから、その後に入札を行うこともあり得たのではないか。</p> <p>指名停止の条項は、違反行為に対する抑止効果がある。弊害もあるが、指名停止の例外条項を使うことは、なるべく避けたほうが良い。</p>	<p>たものである。</p> <p>本件工事は、1年半を要する大きな工事であり、製紙部門の一連の設備更新の案件であるため、これを遅らせると他の設備の更新が遅れ、製造に支障をきたすとの判断から、予定どおり契約手続を進めたものである。</p>
---	---